

情報公開法始動！

オンブズマン不開示処分取消訴訟・審査請求を提起

総務大臣には運用改善を申し入れ



仙台市民オンブズマン
事務局長 庫山 恆 輔

仙台市民オンブズマンは、2001年4月2日、情報公開法に基づき、在外公館や国の出先機関等に対して、27件の開示請求を行った。この内、期限延長となっている、在外公館等への請求分11件を除く16件分が、5月7日以降、次々に開示された。非開示された文書の中には、法律の解釈として、到底納得のいかないものがあつた。その代表格が、仙台高等検察庁・仙台地方検察庁の調査活動費の不開示処分であつた。開示されたのは月別の総額だけで、支出明細表、領収証は全面非開示とされた。個々の支出額や支出月日等が明らかになると、なぜ「捜査」等に影響が出るのであろうか。要は、毎月使い切りとなっている使途の実態が明らかになるのを避けたいだけではないか。こんな不開示を許していたら情報公開法は死んでしまう。仙台市民オンブズマンは、この不開示を違法として、6月1日、仙台地裁に不開示処分取消訴訟を提起した。

また、宮城労働局の非常勤職員名、賃金支払調書の不開示に対しては、5月31日、厚生労働大臣宛に審査請求書を提出した。

さらに、開示請求から開示にいたる、一連の事務手続きの流れと文書管理のあり方について、下

記の「情報公開法の運用改善に関する申し入れ」を同日総務大臣宛に提出した。

〈改善を要すると思われる点〉

1. 開示請求にあたっては、開示請求手数料として収入印紙を貼って提出することとなっているため、ファックス等での開示請求が出来ないのが現状である。開示請求手数料の徴収をやめて、自治体ですでに実施例があるように、ファックスでの請求が可能ないようにすべきである。また、インターネットでの請求も可能となるよう改善すべきである。

オンブズマン

No.14 / 2001年6月15日(金)

発行

仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
<http://www.hitplaza.netSPACE.or.jp/doc/omb/index.htm>
e-mail: s-ombuds@zeus.netSPACE.or.jp

2. 開示を受けるにあたって、閲覧、交付にかかわる開示実施手数料分の収入印紙を「開示の実施方法等申出書」に貼る必要があるが、その収入印紙の10円単位のものが、近隣の郵便局で購入できないことがあった。こうしたことが、全国各地で起こることも考えられるので、開示場所での直接支払や別の手段（振込等）での支払が可能となるよう改善すべきである。
3. 請求・閲覧・交付のそれぞれに手数料を徴収する現行方式は、手続きや料金の面で利用者に大きな負担となっている。この方式を取り止めて、自治体の多くが採用している、開示を受ける際にコピー代の実費程度（1枚10円）を負担する方式に改善すべきである。
4. 各出先機関の情報公開室ないし窓口は、市民が出入りしやすい場所に、十分なスペースを取り、各種資料の閲覧も出来るようになっていくことが望まれる。東北大学、東北郵政局、東北地方整備局のように、一応の合格点をつけられるところもあるが、一方では、仙台労働局、仙台高等検察庁、仙台地方検察庁、東北公安調査局などのように庁舎の上層階にあたり、スペースが狭かったり、閲覧資料がほとんどなかったりと、市民に利用しやすいものとは到底言えない機関も見られた。これらについても改善方を強く指導されたい。
5. 仙台高等検察庁、仙台地方検察庁においては、情報公開窓口でのマスコミの取材を拒否するという事態が起きた。これは、オープンな行政をめざすという、情報公開法の趣旨に反する許しがたい行為である。庁舎内での被疑者らとの接触を避けるためとの弁明があったが、そもそも情報公開窓口が、庁舎5階に設置され、請求者らが入りにくい構造になっていること自体が問題である。いつでも、だれでも自由に出入りできる場所に窓口を設置し、そこでのマスコミの取材は、請求者らの了解がとれた時は自由に出来るように、改善方を強く指導すべきである。
6. 開示を受けた全ての出先機関において、支出関係文書の証拠書類の原本が会計検査院に提出されているため、原本のコピーそのものの開示を受けることが出来なかった。東北管区警察局、東北地方整備局、仙台労働局のように、保有している決裁前の控え文書を開示したところもあるが、この文書は、原本そのもののコピーでないからこの措置も充分とはいえ



ない。それぞれの機関において、会計検査院提出の証拠書類（支出決議書、請求書等）のコピーを保有・管理するか、あるいは、会計検査院の規則を改定して会計検査院へはコピーを提出して、それぞれの機関において原本を保有・管理するようにするか、早急に改善方を指導すべきである。

7. 東北地方整備局、東北郵政局、東北農政局に対して、旅費の開示請求をしたが、復命書の保存年限が、東北地方整備局5年、東北郵政局1年、東北農政局3年とまちまちであった。情報公開法施行を前に、東北地方整備局は、3年保存を5年に延長したのに対し、東北郵政局は3年を1年に短縮したとのことであった。東北郵政局の措置は、情報隠しの典型であって、到底許されないものである。復命書は出張の有無、適正さを検証するための重要な資料であり、会計文書の一部として、他の会計文書と共に5年保存とすべきである。同じ法律の下での文書の保有・管理が各省庁バラバラということは、法の適正運用の観点からいってもあってはならないことであり、統一運用がなされるよう強く指導し、改善すべきである。また、抽象的、一般的な復命書の記載方法についても、市民が出張の有無、内容の検証が出来るような内容のものとするよう改善方を指導すべきである。
8. 郵便局に交付されている渡切費の支出の裏づけとなる領収書等の証拠書類の保存年限も1年とされており、平成11年度のそれは、すでに廃棄されているとのことであった。これも郵政事業庁の指導で、3年から1年に短縮したようであるが、きわめて問題である。1年で廃棄されてしまうのでは、そもそも内部監査すら充分には出来ないはずで、ましてや市民が渡切費の適正支出をチェックすることはほとんど不可能となる。こうした論外の情報隠しを即刻やめて、5年保存とするよう強く指導すべきである。

県警不正経理問題

—旅費・食糧費—今後の取り組み

仙台市民オンブズマン 小野寺 信 一
弁 護 士

平成7年2月20日の「請求書手作り」という河北新報スクープで幕を開けた宮城県の公金不正支出問題は、丸2年の攻防の末、解決を見たが、議会と警察のみが調査の対象から外された。外された理由は、議会と警察が情報公開の実施機関になっていないからという実に単純なことであった。

しかしその二つの機関も、仙台高裁の逆転勝訴判決の確定によって、実施機関になる前に情報公開の光を浴びることになった。議会事務局は早速に不正を認めたが、警察は自主調査によって不正がないことを確認済との理由で、知事の調査の申し入れを突っぱね続けた。

そこで、情報の闇の中には必ず不正が眠るといふ方程式の正しさを実証するために提起されたのが、警察の旅費・食糧費の返還を求める二つの住民訴訟であった。旅費を巡る住民訴訟はようやく一つ一つの出張の内容について議論が始まった。「オウム真理教による警察施設へのテロ活動が懸念される中で、県警本部長公舎立て替え工事を目前に控えていて、公舎のセキュリティー対策の見聞のため、青森市、盛岡市、名古屋市、秋田市に出張した」などという見え透いた出張理由が披露され、これからどうやってこの虚偽のアリバイを砕いていくかが課題になっている。

食糧費をめぐる住民訴訟も同じく、最近やっと会食の内容に踏み込んだ論争に入った。こちらは仲間内での会議のあとでの懇親であることを認め、それ以上のことは守秘義務があるので、たとえ裁判所によばれても証言できないなどという、こっけいな対応を見せている。

この二つの訴訟が、警察の不正経理を暴く「前座」だとすれば、「真打ち」はこれから取り組む報償費を対象とする住民監査請求→住民訴訟である。捜査協力者に謝礼を支払ったことにし、それを裏金にまわし、幹部の転勤祝いなどに当ててい



るという指摘は、新聞・雑誌でかなり前からなされてきたが、権力機関の闇に正面から手を入れる者はいなかったのである。

4月2日、警察が実施機関に加わると同時に、不正がないことを確認したというくだんの自主調査の結果を情報公開請求したところ、「そのような調査はしていない」とあっさり自白したのは、こちらがびっくり。では、マスコミを賑わしたあの警察の情報公開条例の制定をめぐる議論は、一体何だったのか、あの議論は自主調査の結果警察内部に不正はなかったということを軸に展開されたものではなかったのか。

要するに、議会も知事も前本部長にまんまと一杯食わされていたのである。しかし、当の本人である浅野知事は、オンブズマンの再調査の申し入れに対し、「具体的に首を傾げるようなことが出てきたなら別だが、現段階で新たなアクションを取るかどうかは難しい」と述べ、調査実施に消極的な姿を示している。

ならばということで、仙台市民オンブズマンは6月22日～23日に合宿を行い、今までの活動の総決算として、持てる力のすべてを傾けて、最後の闇に眠る怪物を外に引きずり出すための作戦を練る予定である。

医学研究費等監査請求

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 野呂 圭

仙台市が「医学研究費」という名目で、仙台市立病院が「医学研究費」及び「救護医療研究費」という名目でいずれも条例に基づかずに公金を支出していたという問題で、5月29日、住民監査請求を行いました。

監査請求の概要は、平成12年度に、①仙台市が健康福祉局及び各区保険福祉センターに勤務し医師免許を有する22名に対し、「医学研究費」として計11,655,000円を公金から支出し、②仙台市立病院も同病院の勤務医74名に対し、「医学研究費及び救護医療研究費」として計59,177,000円を公金から支出していたことから、仙台市長、仙台市病院事業管理者等にその返還を求める



ことなどを勧告するよう求めるものです。

この監査請求の根拠は、①医学研究費や救護医療研究費は、税法上給与所得として源泉徴収の対象となっており、殊に救護医療研究費においては役職に応じて支給額が決定されていることから実質的には給与と認められること、②地方公務員や地方公営企業の職員の給与は条例によって定められなければならないところ（給与条例主義）、医学研究費や救護医療研究費はいずれも「医学研究費交付要綱」又は「救護医療研究費交付要綱」に基づくのみで条例の根拠がないこと、③医学研究費の必要があったとしても、それは研究テーマごとにその必要性に応じて支給されるべきであるところ、医学研究費においては皆一律に同額を支給し、救護医療研究費においては役職に応じて支給額が決定されており支給額の根拠に不合理性が認められること、という点などです。

県や県立病院では医学研究費の交付が既に行われていないことから見ても、仙台市及び市立病院においても早急に是正されるべき問題だと思えます。

政務調査費について

仙台市民オンブズマン
弁護士 山田 忠行

政務調査費の透明性を高めるためには、議長への収支報告書の提出にあたって、支出の裏づけとなる領収書等の添付を義務づけることが必要です。このことを盛り込んだ条例をつくるようにと、オンブズマンは県・市町村議会等の関係機関への申し入れをくり返し行ってきました。

1月15日には、県議会の地方分権・議会制度対策特別委員会の正副委員長との懇談を行い、一挙に領収書の提出が無理な場合でも、何らかの形で、これまでの報告書の記載方式よりは前進した、

と評価ができる方式を採り入れるよう強く求めました。これに対し県議会は、特別委員会、各会派代表者会議での検討を経て、最終的には、実績報



告書に「5万円以上の事業名とその所要額を全て記載すること」を決定しました。オンブズマンは、これを、将来的な領収書添付に向けての第一歩と評価することとしました。全国的には、京都、高知で一部領収書添付の方向が打ち出されたので、宮城についても近い将来に改正を迫っていきたいと思っています。

4月初旬に、県内市町村の条例制定状況を調査したところ、制定したのは、仙台・石巻・塩釜・古川・白石・多賀城・名取・角田・岩沼の9市と、柴田・三本木・大郷・河北・女川・本吉・河南の7町でした。額は仙台の456万（年額）がダント

ツで、あとは6万～24万（年額）というところでした。焦点の報告書への領収書の添付を必要なとしたのは、仙台・柴田・河北の3議会のみ。大勢が添付を義務づけたことは、これまでの申し入れ等の活動の成果といえます。

最も問題なのは、仙台市議会です。条例は、全国市議会議長会のモデル条例をひき写したものにすぎません。456万円の用途を一切市民に明らかにしないという、仙台市議会の不誠実な態度を改めさせるために、仙台市民オンブズマンは、新たに住民監査請求・住民訴訟の準備にとりかかりました。

「公共事業」

仙台市民オンブズマン 河村直人

宮城県はビジネスサポートセンター「アクセル」仙台市は「シェルコム仙台」「仙台スタジアム」「メディアテーク」を取り上げており、資料の読み込み、分析、現場調査を終了致しました。計画立案を誰が、何時、どのような議論で行ったか、また、費用対効果を検討した資料の検討をしておりますが、現在の所では、はっきりとした所は判明しておらず、（資料としても残っておらず）今後は、関係当局に対して質問状等による交渉を行っていきたいと思っております。現在の所では、多額の費用を使用する公共事業が、市民、県民の意見を



取り入れられずに、単に補助金が付くとの単純な理由で、実行されているように思われます。今後、使用状況、管理費等の支払い状況も調査をし、実態を明らかにしていきたいと思っております。

国体のあり方についての全国調査経過

仙台市民オンブズマン 伊藤智恵
歯科医師

国体のあり方を検討するために、1996～2000年の国体開催府県（広島、大阪、神奈川、熊本、富山）および2002～2005年の開催予定県（高知、静岡、埼玉、岡山）のオンブズマンに、国体関係経費総額、撤去費用や維持管理費、国体の簡素・効率化についての府県・市町村の意見等を収集して頂くよう、ご協力をお願いしました。一部の県

のオンブズマンからは、調査結果が送られてきており、問題点の共通性が見えてきました。しかし、自治体の意見の中には達成感によるものか、財政負担を容認する声も散見されます。

みやぎ国体も開催が近づくにつれ、県民の意識を盛り上げようと、盛んな活動がなされています。高揚感にあおられずに分析を進め、今後の国体のありかたを冷静に提言できるよう、資料作成に努めたいと思います。

包括外部監査の通信簿

仙台市民オンブズマン副代表
税理士 日出雄平

地方自治体の税の使途の検証と地方分権推進の一施策でもある外部監査制度は、平成11年4月より全国84の都道府県、政令及び中核市において実施された。

全国市民オンブズマン連絡会議は、これらに対しオンブズマンとしていわば外部監査を行い、評価結果を通信簿として昨年8月の全国大会に発表した。全体的な評価としては、外部監査への期待に対しての成果は不十分であり、違法性への厳正な判断を行うべきこと等を今後の課題と指摘した。

これらの中で宮城県の外部監査は、テーマに基金運用・管理状況及び債権の貸付状況等を取り上げて、市民感覚による財政危機への検証を行った。その問題点の指摘も具体的であり、最も良い監査としてのA評価（全国で三例のみ）となった。

一方仙台市の外部監査は、自動車運送事業に関する財務事務及び経営管理・その他をテーマとして監査を行い、市民にとって判りやすい適切な意見を報告し、今後に期待される監査としてのB評価となった。

本年も平成12年度の全国の包括外部監査報告が出揃っており、昨年同様オンブズマンの評価を行う予定となっている。

本年の宮城県の外部監査は、宮城県土地開発公社と宮城県の財務、及び宮城県の住宅供給公社の事業と経営を、又、仙台市の外部監査は、市税収入事務とガス事業の財務経営をテーマとして取り上げており、昨年以上の外部監査報告を期待し、評価を行う予定である。

尚、結果は8月の全国大会にて発表されることとなる。

第5回情報公開度ランキング調査 宮城県トップを維持 仙台市は4位に転落

仙台市民オンブズマン
事務局長 庫山恆輔

第5回情報公開度ランキング調査は、①首長交際費、②議会調査費、③予算要求書、④警察総務課旅費（都道府県のみ）の4項目について行われた。首長交際費以外は、いずれも今回初めて調査対象とされたものである。

今回の調査結果の最大の特徴は、議会調査費、警察旅費の得点がおしなべて低いこともあって、きわめて低レベルの争いとなったことである。

宮城県は警察情報での得点もあって、3年連続でトップの座を維持した。しかし、100点満点の61点で、合格点スレスレのレベルに達している



に過ぎない。2位との差も、前回と比較すると、100点満点で14点から6点に縮まっている。

一方、仙台市は、予算要求書を非開示としたことによって、トップから4位に転落し、しかも100点満点で37点と無残な結果となった。

北海道・東北ネット

仙台市民オンブズマン
弁護士 増田隆男

3月17～18日、岩手県一関市で北海道・東北市民オンブズマンネットワークの市民フォーラム

と例会が開催されたが、今回は福島や宮城の市町村から多数の参加者があった。市民フォーラムは第1部のシンポジウム「下水道のムダを点検する」と第2部の岩手からの報告の2部構成であったが、

とりわけ地元の「一関市民会議21」から市議11人相手の海外出張の裁判で内2人について飛行機の搭乗記録が存在せず、同人らの報告に虚偽があるのではとのショッキングな報告がなされ会場は沸き立った。翌日の例会は、市町村段階のオンブ



ズマン活動と選挙という難しい問題について真剣な議論がなされた。次回は9月22～23日新潟が予定されているが、オンブズマン運動も今までにない地域に広がっているだけにさらに活発な議論が期待される。



仙台市議会与党代表者会議の 文書公開訴訟の勝利的取下げ

仙台市民オンブズマン
弁護士 高橋輝雄

仙台市は、定例市議会開催前に与党の代表者との間でのみ代表者会議を開催して、議会に提出予定の議案等の説明を行い議案等の賛同への根回しを行っていました。そこで我々は、そのような重要な会議が特定会派との間にのみ行われていることは問題ではないかということで、同会議に提出された資料の公開を求めているものです。

訴訟での争点は、同会議での資料が条例中の「決裁・供覧」を必要とする公文書に当たるか否かとの

点でした。

しかし訴訟提起後、仙台市では国の情報公開法に合わせて、開示対象文書について「決裁・供覧」の要件を外し、「組織共用文書」とするよう条例を改正しました。そこで、我々の求めていた資料は改正条例の下では開示文書に当たることとなりました。

そこで訴訟の目的達成ということで、去る12月27日、「この改正によって、本件訴訟の対象文書は開示を原則とすべき文書である」ことを調書で確認のうえ取下げました。

第8回全国市民オンブズマン大会

第8回全国市民オンブズマン大会は、8月4日(土)～5日(日)の日程で、京都市の立命館大学で開催される。8月の京都……。聞いただけでジワーと汗が吹き出してくる感じだが、心頭を滅却すれば何とかやらとも言うし、つべこべ言わずに出かけるとするか。

大会のメインテーマは、「公共事業（空港・港湾・道路・ダム）」と「情報の地方分権を」の2つ。それぞれ準備が着々と進められている様子。それに、恒例の各

地報告や専門委員会報告（包括外部監査・塩漬け・談合）もあり、結構もり沢山だ。

そうそう目玉は、田中康夫長野県知事の講演。1日目の公共事業の報告に続いて行われる。どんなヤッシー節が飛び出すか楽しみだ。

京都まで行くのに、遊ばにヤソソソ。伊藤智恵ツァーコンダクターの案内よろしく、大会前日の3日に遊びを入れることにした。只今参加者募集中。

裁**判****報****告**

裁判報告—大年寺山—

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺 信 一

仙台市民オンブズマンが最初に取り組んだ大年寺山の高値土地買収に関する住民訴訟は、職員の責任を追及する「職員ルート」と、土地を高く売りつけた業者の責任を追及する「業者ルート」の二つに分かれていたが、前者は土地買収の際のチェックを厳格にする制度を作らせて事実上和解し、後者のみ判決となった。

一番は住民監査請求の期間（行為後1年）経過につき、「正当な理由」がないとの理由でまさかの敗訴、しかし控訴審で「正当な理由」が認められ、一番に差し戻すとの判断が示され、現在、業者側が最高裁に上告中である。

「正当な理由」を狭く解釈することは、住民訴訟の被告にとっては最も頼りになる用心棒である。秘密裡になされた訳ではないことさえ立証すれば、一年経過後の住民監査請求はことごとく「正当な理由なし」として退けてくれるからである。

住民監査請求の前に立ちほだかるこの用心棒を、最高裁で退治するべく、熱を込めた上告受理申立書に対する反論を用意したいと考えている。

県警旅費・食糧費情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン
弁護士 松 下 明 夫

旅費については、仙台地裁判決を受けての再度の開示請求に対して非開示とされた職員名、用務先等の開示を求めている。食糧費については、県の変更決定通知により非開示とされた、懇談会の施行理由、施行場所（飲食店）、出席者名等の開示を求めて争っている。なお、変更決定通知が新たな処分（当方主張）なのか、新たな処分ではない（県主張）のかが、問題となっている。

県警食糧費情報公開訴訟・控訴審

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 齋 藤 拓 生

本件訴訟は、県警食糧費の受取人情報（飲食代金の支払を受ける飲食店名等に関する情報）を開示すべきか否かを争点とする裁判です。受取人情報は、カラ飲食か否かを県民が調査するうえで、必要不可欠の情報であり、犯罪の捜査に支障が生じるおそれがあるなどの特別な事情がない限り、公開されるべきものです。にもかかわらず、知事は、受取人情報については、個々のケース毎に事情を吟味するまでもなく、受取人情報の一律非開示を容認したことから、オンブズマンが控訴しました。控訴審となってから、鳥取県知事が、鳥取県警の予算執行文書について、受取人情報も含めて全面開示するに至り、受取人情報を公開しても何

ら不都合がないことが実例をもって明らかになりました。控訴審では、その点を協力を主張しました。判決は、6月28日午後1時15分です。御期待下さい。

県警報償費情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 鈴 木 寛

オンブズマンが開示請求を行った「宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費支出に関する一切の資料」について、宮城県は平成13年1月30日付で、全面非開示あるいは一部非開示としました。年度末にほぼ使い切っている形で、きわめて不自然な使われ方をしておりました。

オンブズマンは4月4日に仙台地方裁判所に非開示処分取消訴訟を提起し、同訴訟は第3民事部に係属しました。5月10日に第1回弁論が行われ、被告宮城県は、訴状の認否程度の内容にとどまる答弁書を提出してきました。被告から詳細な主張が出るのを待って、原告の主張をさらに展開し、あるいは被告に釈明を求めていくことになろうと思われま

県教委情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 齋 藤 拓 生

本件訴訟は、文部省からの委嘱事業費の不正使用問題について、県教育委員会が会計検査院に対して提出した調査報告書の公開を求めるものです。一番の仙台地方裁判所は、会計検査院の検査手法に特別なノウハウが存在することを前提として、調査報告書を公開すると、「不正経理を行おうとする者に対し、会計検査院がどのような書類に着目するかを知り、どの範囲でつじつま合わせを行えばよいかを知らせ、更に周到な隠蔽工作を行われる事態を招くことにつながる」との県教育委員会と会計検査院の主張を鵜呑みにして、公開を認めませんでした。しかし、一審裁判所は、会計検査院が主張する「本件検査手法」の具体的な内容を何ら認定していません。このような判断は、行政の判断に対する盲目的追認であり、裁判所の役割を放棄するものです。控訴審では、一審判決の不当性を徹底的に明らかにする所存です。

農産加工施設への補助金返還請求訴訟

仙台市民オンブズマン
弁護士 高 橋 輝 雄

去る4月25日、米山町内の城内集落農業研究会、佐々木久壽県会議員及び県知事を被告として、金775万円の補助金返還を求め住民訴訟を提起しました。

本件の争点は、宮城県の農業振興補助金775万円が佐々木県議の妻が代表者となっている城内集落農業研究会に交付されたが、その交付決定に違法性があるから返還せよと

いうものです。

我々は訴訟に先立ち、右補助金を得て建築された農産加工施設（研究会が飼育した山羊乳を使用してアイスクリームやチーズを加工して販売する施設）を見ましたが驚きました。たしかに一部に加工施設はあるものの、チーズ等は作られていませんでした。むしろ、建物の中心は「童謡館」であり、また二階には「県議の後援会事務所」や「宿泊施設」もありました。我々は直感的に「これはおかしい」と思いました。今後の訴訟の行方に御期待下さい。

裁判報告 — 鑄鉄管 —

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺 信 一

独禁法に違反するシェア割りを行い、価格競争の無い状態を作ってきたクボタから長年にわたり仙台市ガス局は割高の鑄鉄管を買わされてきた。であるならば、仙台市ガス局は蒙った損害をクボタに請求するべきである、とのいわゆる鑄鉄管住民訴訟は、現在仙台市に抜本的な談合防止策を採らせるべく和解交渉中である。「日弁連の談合防止策を基にし、宮城県での防止策のレベル以下でないこと」がオンブズマン側の和解案であるが、仙台市の回答は「第三者機関に検討して貰う」という気の抜けたものであった。意欲さえあれば、第三者機関の意見を聞かずとも抜本的な防止策は作れるのである。仙台市に質問書を出し、防止策の柱についてこれから点検・吟味していくことになるであろう。ダンボール箱2つの独禁法違反事件の裁判記録を全部コピーし、丸二日かけて読み込んだ元は絶対に回収したいと考えている。

バルーン大会

仙台市民オンブズマン
弁護士 吉岡和弘

一審の判決では全面敗訴の言渡しがありました。裁判所は「一部有力者の関与があったことは否定できないが、そのことから直ちに3,000万円の支出が著しく行政の裁量権を逸脱したもとは言えない」と判示し、仙台市をかばいました。

これに対し、私たちは、直ちに控訴しました。あまりに一審判決は、無気力な判決ですし、こうした結論を許すことは、司法が「なんでもアリ」行政を無前提に許容することになるからです。

控訴審の第一回期日で、私たちは、加藤助役の証人申請を行いました。彼に、なぜ、3000万円も金を出すことになったのか、それは誰からの指示だったのか、などについて問いただすつもりです。しかし、裁判所が加藤助役の証人採用をするかどうかは予断を許さない状況です。今回は6月26日13時30分からです。多くの方々の裁判傍聴を呼びかけます。

官遊地

仙台市民オンブズマン
弁護士 吉岡和弘

これまで、住民訴訟とは「何か違法なことをした」（作為）

場合を問題とする訴訟であって「何かをしなかった」（不作為）場合のことまでは予定していないから直ちに門前払い判決をすべきかどうかという点について議論がたたかわされてきましたが、前回4月26日の裁判では、裁判官から、「なにもしなかったことが裁量権の逸脱になるという観点から議論を進めて欲しい」との発言があり、やっと、作為か不作為かという議論から脱して、市の放置が裁量の範囲を超えているといえるのかという点を本論に据えて裁判が進められていくことになりました。また、裁判官は、私たちに、「市長らに昔からの放置責任を問うというのか、それとも直近の放置責任を問うというのか、明かにせよ」との発言もありました。今回は、6月15日11時00分からです。今後も引き続き、裁判の成り行きをご注目下さい。

県警食糧費・旅費返還請求訴訟について

仙台市民オンブズマン
弁護士 松澤陽明

この訴訟は、県警が平成6、7年度に支出していた食糧費や旅費についてカラ・無駄な支出があるとして、飲食をした者や支出に関わった者を被告としている訴訟である。被告側はこのほど、食糧費や旅費を支出した具体的理由について概括的な主張を行ったが、「当時のことは資料も記憶もないのでこれ以上はわからない、証言を求められてもこれ以上のことは言えない」という対応をしてきた。

従って、基本的に今まで明らかになった資料をもとにした合理的判断が裁判所に求められることになる。県警側が、独自の厳正な調査により不当な支出はなかったとしていたが、実際には通常為されている調査の結果を書類確認していたに止まる事が判明したこと、現在では訴訟で問題としたような支出が影を潜めていることなどをどう裁判所が判断すべきかといった点を、今後主張していく方針である。

仙台高検・仙台地検調査活動費 不開示処分取消訴訟

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 坂野智憲

本年4月1日の情報公開法施行に伴い、仙台市民オンブズマンは直ちに仙台高検と仙台地検に対し平成10年度分の調査活動費に関する文書の公開を求めた。5月2日に開示決定されたが肝心の使途を示す支払明細書の支払明細欄及び受取人の領収書は全面不開示とされた。そこで本年6月1日右不開示処分の取消を求めて仙台地裁に提訴した。開示された支払明細書によれば仙台高検は平成10年度に960万円の調査活動費を支出しているが、毎月の受入金額と支払金額は全て一円単位まで一致し、使い切りとなっている。これだけの金額について支出予定額と実際の支出額が一円単位まで一致するなどということは常識では考えがたい。全面非開示としているのは不正支出を隠蔽しようとの意図に基づくものとの疑念を抱かざるを得ない。

「仙台市民オンブズマン」の活動

2000.12.18~2001.6.15

2000

- 12.18 鑄鉄管公判
- 19 警察情報公開控訴審公判
- 20 米山町善王寺地区下水処理施設関係文書開示
〃 ビジネスサポートセンター関係文書一部開示
- 22 警察署食糧費一部開示
〃 オンブズマン12月例会・忘年会
- 25 仙台スタジアム・シェルコム仙台関係文書一部開示
- 26 中野区NPO関係者来所
- 27 与代情報公開実質和解で訴訟取り下げ
〃 ビジネスサポートセンター関係文書一部開示
〃 米山町善王寺地区下水処理施設関係文書一部開示
〃 情報公開条例改正問題(県警)関係文書開示
- 28 警察署食糧費一部開示

2001年

- 1. 9 県警報償費一部開示
- 15 政務調査費についての議会特別委との懇談
- 16 オンブズマン・タイアップ合同新年会打ち合せ



- 17 薬害タイアップ仙台支部例会
- 19 警察住民訴訟弁護団会議
- 25 県警住民訴訟打合せ
〃 オンブズマン1月例会
- 26 情報公開度ランキング関係資料開示

- 29 県警食糧費住民訴訟
- 30 バルーン大会判決、原告敗訴、控訴
〃 タイアップグループ打合せ
- 31 県警報償費一部開示(総務室・警務部)



- 2. 1 県警旅費住民訴訟
〃 情報公開弁護団会議
- 6 タイアップグループ例会・合同新年会
- 7 県警報償費一部開示(生活安全部)
〃 公共事業検討会
- 8 松森ゴミ焼却場談合刑事告発



- 〃 官遊地進行協議
- 〃 築館現地調査
- 6 地域結集型共同研究事業一部開示
- 13 米山町農産加工施設問題監査請求



- 〃 国体チーム検討会
- 14 土地開発公社利子関係資料開示
- 16 県警総務課旅費一部開示(平成9~11年度)
- 19 医学研究費関係一部開示

- 20 情報公開法検討会
 - 〃 オンブズマン2月例会
- 22 県警情報公開控訴審
 - 〃 県警情報公開（地裁）公判
- 23 県警報償費一部開示（刑事部・交通部・警備部）
 - 〃 公共下水道関係資料開示
- 24 情報公開度ランキング判定委員会
- 25 全国連絡会議拡大幹事会・専門委員会
- 28 仙台イベント業協会へ質問書発送
 - 〃 県警住民訴訟弁護団会議
- 3. 1 文部省情報公開判決、原告敗訴、即日控訴
- 6 医学研究費の件でヒアリング
 - 〃 ビジネスサポートセンター現地調査
- 12 鋳鉄管公判
 - 〃 県警食糧費住民訴訟公判
 - 〃 タイアップグループ打合せ
- 14 救急医療研究費の件でヒアリング
- 15 神奈川県・市町村へ国体アンケート発送
- 16 情報公開弁護団会議
- 17 情報公開度ランキング判定委員会
- 17~18 北海道・東北ネットワーク関例会
- 21 県警報償費一部開示（仙台市内5署）
 - 〃 国体チーム検討会
- 22 県警旅費住民訴訟公判
- 23 第5回全国情報公開度ランキング発表、宮城1位、仙台4位
 - 〃 情報公開弁護団会議
 - 〃 オンブズマン3月例会
- 30 県警報償費（平成12年度）開示請求
- 4. 2 情報公開法・県新条例に基づく開示請求（合計33件）



- 3 タイアップグループ例会
- 4 県警報償費情報公開訴訟提訴
- 5 仙台イベント業協会の件で仙台市国体実行委と面談
- 6 県内政務調査費交付条例制定状況調査
- 7 米山町住民グループ会合
- 10 米山町住民監査請求打合せ
- 12 公共事業検討会
- 19 医学研究費等交付関係文書一部開示
 - 〃 県警情報公開控訴審結審
 - 〃 県警総務課旅費（平成13年2、3月分）一部開示
- 20 米山町住民訴訟打合せ
- 22 全国連絡会議拡大幹事会
- 23 県警報償費（20署分）一部開示

- 26 県警旅費・食糧費情報公開訴訟
 - 〃 米山町農産加工施設住民訴訟提訴
 - 〃 官遊地公判
 - 〃 県警報償費検討会
 - 〃 オンブズマン4月例会
- 27 公安委会議録、県警情報公開条例改正関係資料一部開示
- 5. 7 東北郵政局旅費、渡切費一部開示
 - 〃 米山町監査関係資料一部開示
- 8 東北管区警察局の諸謝金、東北農政局旅費、仙台労働基準監督署諸謝金一部開示
 - 〃 国体チーム検討会
- 9 東北地方整備局旅費一部開示
- 10 県警旅費住民訴訟公判
 - 〃 県警報償費情報公開訴訟公判
 - 〃 バルーン大会控訴審
- 14 県警食糧費住民訴訟公判
 - 〃 仙台高検、地検調査活動費一部開示
 - 〃 医学研究費等住民監査請求打合せ
- 15 東北大学会議費一部開示
- 16 仙台国税局諸謝金一部開示
- 17 泉館山高校需用費等一部開示
- 18 県警公金支出調査関係資料一部開示
 - 〃 県商工会女性部栗原ブロック講演会（情報公開について）
- 22 米山町住民監査請求意見陳述
- 23 オンブズマン5月例会
- 24 最高検・高検・地検調査活動費開示請求書発送
- 25 県警捜査報償費取扱要領開示
 - 〃 会報「オンブズマン」第14号発行打合せ
- 29 県警「公金不適正支出」調査実施に関する申し入れ
 - 〃 「医学研究費」等住民監査請求
- 30 情報公開弁護団会議
 - 〃 泉館山高校旅費等一部開示
 - 〃 鋳鉄管公判
- 31 情報公開法運用改善申し入れ
 - 〃 宮城労働局へ審査請求書提出
- 6. 1 仙台高検・地検調査活動費不開示処分取消訴訟提訴
 - 4 東北農政局旅費・公用車運転日誌一部開示
 - 5 会報「オンブズマン」編集作業
 - 〃 仙台市行政調査費・6派連絡会議関係資料一部開示
 - 〃 タイアップグループ例会
 - 6 渡切費会計事務処理要綱開示
 - 7 政務調査費打合せ
 - 8 航空測量総合入札文書開示（県）
 - 10 全国連絡会議専門委員会・拡大幹事会
 - 11 朝日新聞仙台ビル完成披露パーティー
 - 12 文部省情報公開控訴審
 - 〃 国体チーム検討会
 - 〃 航空測量総合入札文書開示（市）
 - 14 県警報償費情報公開訴訟公判
 - 〃 県警旅費・食糧費情報公開訴訟公判
 - 〃 東北公安調査局調査活動費一部開示
 - 15 官遊地公判
 - 〃 会報「オンブズマン」No.14発行

タイアップグループのみなさまへ

仙台市民オンブズマン・
タイアップグループ 三塚 芳徳

毎年この時期、私たちタイアップの役員は『師走』を迎えるような心境になります。

第8回オンブズマン・タイアップグループ定期総会、第5回オンブズマン支援コンサート準備実行委員会の立ち上げや現在寄稿しようとしている会報発行などの準備など……。大変あわただしい1ヶ月をすごします。

それでもこれら一連の運営については、それぞれ積み重ねてきた実績があり、会員のみなさんご協力と比較的スムーズにことが運びますが、今年は、これまで以上にハードスケジュールで、刺激的かつ興味あるできごとがありました。

それは、4月に施行された「情報公開法」そのものであります。難しく堅い話は抜きにしても、国に対して「おかしい」と感じたら一市民、一国民の立場で情報公開請求ができるようになったことは、仙台市民オンブズマン8年の奇跡として感慨深いものがあります。加えてタイアップ会員一人ひとりからの支援も、私たちの『代表』を支えてきた証として喜ばずにはられません。とは申しても「公開法施

行」はひとつの通過点です。『開かれた行政』への道のりは険しいものですが、遊び心を忘れず、行政側の姿勢を矯正していきたいものです。『第8期定期総会・懇親会』『第5回支援コンサート』『例会』（偶数月の第一火曜日）それぞれ皆様のご参加をお待ちしています。

回文コーナー

回文士 法曹 爽歩

今回のテーマは、ニュースでもワイドショーでも、お茶の間を賑わしている田中真紀子外務大臣です。

▶まずは、自由律形式で

- 臭い政界 外相育たせ 糺そうよ 恣意海外政策 ○
- 官吏をしこまかつたが 外政ががたつ 真紀子氏 降りんか ○
- 私事務方 つい男言葉で指示 怒り呼び罪着せよかとし とき魔の 真紀子氏とか 「止せ 機密費 より開示しては」と小言を言ったが 無視したわ ○

▶次に、短歌形式で・・・人事異動凍結もありました。

- 事務方を 異動とやかく わざと後 騒ぐか野党 土井おたか無視 ○
 - 事務方を 厭う真紀子氏 臨革説く 官吏しこき舞う 土井おたか無視 ○
- おあとがよろしいようで…

回文短歌 「祖母の見し邦」

- 憎しみの 細長き嶼 訪う波止場 疎まじきかな 祖母の見し邦 ○

※「訪う波止場」は「訪うは那覇」あるいは「訪う亜細亜（「訪う」は「東」に掛けてある）」さらには「訪う墓場」でも回文になる。イメージ的には、「訪うは那覇」なのだが、たかが回文で特定地の負のイメージを打ち出すのもどうかと思い、「訪う波止場」にした。

—2001年（平成13年）6月3日作—

会費納入のお願い

■6月は、メの月になります。会費未納の方、納入をお願いします。会費納入状況確認は、事務局までどうぞ。

〈会費納入先〉

七十七銀行本店（普通） 6530010
郵便局 振込 02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ 第8期総会と懇親会のご案内

と き 7月7日(土)

と ころ ホテル白萩 (電話265-3411)

懇親会費 5,000円 (仙台市青葉区錦町2-2-11)

オンブズマン総会 13:30～15:30

タイアップ総会 15:30～16:00

懇 親 会 16:30～18:30

すべて参加は自由です。懇親会の会費があります。

※出欠確認用のがきを同封しました。ご記入の上、返送ください(切手は不要です)。

仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会 費：年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総 会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役 員：会 長 1名、副会長 若干名
- 会 計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。